

# 板橋公園再整備における公民連携に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和5年12月18日  
板橋区土木部みどりと公園課

## 1 調査目的

令和3年度に策定した「板橋公園基本構想」を踏まえた板橋公園の再整備を行う予定です。再整備にあたっては、公園の質や区民サービスの向上、付加価値の創出、効果的な公民連携の手法や仕組みの導入検討を行うことが必要です。

そのため、事業手法の検討を進める前に、民間事業者の視点から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウをご提案いただき、市場性の確認をするとともに、事業内容及び事業者募集に係る条件設定を検討する際の参考とすることを目的に、サウンディング型市場調査（以下、「サウンディング」という。）を実施します。

なお、本サウンディングの結果は令和6年3月に策定予定の「板橋公園再整備基本計画（仮称）」の内容にも参考にさせていただきます。

## 2 板橋公園基本構想について

板橋公園基本構想については、別紙「板橋公園基本構想」を参照してください。

※公表は、区ホームページに掲載いたします。

## 3 スケジュール

事前説明会の参加申込み締切	令和6年1月5日（金）
事前説明会	令和6年1月9日（火）午後
個別対話の参加申込み締切	令和6年1月12日（金）
個別対話の実施日時及び場所の連絡	令和6年1月15日（月）
個別対話における提案書等提出締切	個別対話当日の1営業日16時前まで
個別対話の実施期間	令和6年1月23日（火）～令和6年1月25日（木）
対話の実施結果概要の公表	令和6年3月下旬～4月上旬頃（予定）

## 4 事前説明会

サウンディングへの参加を希望する事業者向けに、本事業の概要等を説明することを目的とした説明会を以下のとおり実施します。

### （1）開催日時及び場所

- ① 日時：令和6年1月9日（火）午後1時30分から午後3時まで（受付開始：午後1時）
- ② 場所：板橋区役所南館6階 教育支援センター研修室B（住所：板橋区板橋二丁目66番1号）

③ アクセス：都営三田線「板橋区役所前駅」直結

- ✧ 区役所備え付けの駐車場はありますが、混雑が予想されます。公共交通機関の利用にご協力をお願いいたします。

(2) 参加申込み等

① 対象

本事業に関心のある法人又は法人のグループを対象とします。参加人数は、基本的には、一法人3名までとしてください。

② 申込み

令和6年1月5日（金）までに、下記の（ア）から（ウ）までを明記の上、下記③の申込み先までE-mailにてお申込みください。

（ア）法人名（イ）参加者全員の氏名（ウ）担当者連絡先（電話・メールアドレス）

なおメールの件名は、「板橋公園サウンディング説明会の参加について」としてください。

③ 申込み先

板橋区土木部 みどりと公園課 公園設計係 d-kkeikaku@city.itabashi.tokyo.jp

(3) 留意事項

- ① 事前説明会への参加は、個別対話への参加条件ではありません。
- ② 説明会で得た情報の共有の範囲は、本サウンディングへの参加を検討するために必要な関係者の範囲にとどめてください。

## 5 個別対話

(1) 個別対話の対象者

本事業に関心のある法人又は法人のグループを対象とします。参加人数の制限は設けませんが、会場の都合上、参加者多数の場合は調整させていただく場合がございます。一法人3名を超える場合は、別途ご連絡ください。

【参加除外条件】

法人等又はその代表者が、申込み時点で、次に該当する団体は、申込みできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- ② 直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- ③ 板橋区の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている団体
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は更生手続きをしている団体
- ⑤ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体。

## (2) 個別対話の項目

個別対話では、「板橋公園基本構想」及び申込み後に板橋区から提供される資料を踏まえ、今後板橋区が予定している事業者公募並びにそれを具現化するための手法などについて、ご意見やご提案をお聞かせください。

本調査は、以下の内容で様式3「提案書」に概要をご記載いただき、これを基に個別対話を実施させていただきます。

### ① 板橋公園再整備のあり方に関すること

ア 板橋公園再整備における整備手法・内容に関する提案の概要（整備手法は公募設置管理制度（Park-PFI）を基本とする。）

イ 事業の着手時期及び事業期間についての意向・考え方

ウ その他の公園に関する設置管理許可等についての事業提案の概要

### ② 板橋公園の管理運営手法やあり方に関すること

ア 公園等の施設の管理運営にあたっての事業提案の概要

イ 主体的に参画が可能と考えられる事業範囲・分野

ウ 連携可能な事業分野（他の事業者との連携を想定することも可）

エ 施設の維持管理・補修等（公園にあたっては植生管理を含む）の管理運営に関する提案

オ 地域との協働・地域連携の推進に関する提案

### ③ 公募条件等

ア 参画条件に関する意向

イ 収益による利用者サービスへの還元

ウ 費用負担について

### ④ その他

ア 本事業に係るその他の意見・要望・提案等

## 6 個別対話までの手続き

### (1) 個別対話の参加申込み

個別対話の参加を希望する場合は、様式1「守秘義務に関する誓約書」及び様式2「個別対話エントリーシート」に必要事項を記載の上、E-mailにファイルを添付して下記の送付先に送付してください。

#### ① 受付締切

令和6年1月12日（金）午後5時まで

#### ② 申込み先

板橋区土木部 みどりと公園課 公園設計係 [d-kkeikaku@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:d-kkeikaku@city.itabashi.tokyo.jp)

E-mailの件名は、「板橋公園個別対話参加申込み【法人名】」とご記入ください。

## (2) 個別対話の実施日程及び集合場所の連絡

様式2「個別対話エントリーシート」に記入いただいた対話希望日時を踏まえて調整の上、参加申込みのあったグループ担当者宛に、令和6年1月15日(月)を目途に、電子メールにてご連絡します。

なお、参加希望日で日程の調整がつかない場合は、別途ご連絡、調整させていただきます。

## (3) 提案書の提出

エントリー後、様式3「提案書」に必要事項を記載の上、E-mailにファイルを添付して下記の送付先に送付してください。その他、必要に応じて提案書を補足する資料がありましたら、あわせてご提出ください。

### ① 受付締切

個別対話実施日程の1営業日前の12:00まで

### ② 申込み先

板橋区土木部 みどりと公園課 公園設計係 d-kkeikaku@city.itabashi.tokyo.jp

E-mailの件名は、「板橋公園個別対話提案書の提出【法人名】」とご記入ください。

## (4) 個別対話の実施

### ① 実施期間

令和6年1月23日(火)から1月25日(木)まで(土日祝日除く)

### ② 実施時間

午前9時から午後5時までの間で60分程度を予定

### ③ 実施方法・場所

下記のうち、希望する方法にて実施

ア 板橋区役所(板橋区板橋二丁目66番1号)内及び周辺公共施設内

イ オンライン会議システム(zoom)

※ できるだけ対面(ア)の方法の選択にご協力いただけたら幸いです

### ④ その他

ア 区と参加事業者との対話は、当該事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

イ 本事業に関連する事業者公募が実施される場合は、個別対話への参加実績が優位性を持つものではありません。

ウ 区と参加事業者との対話において、ご意見、ご提案をいただいた内容は、計画や事業者公募等の条件を検討する際の参考といたしますが、必ず条件に反映されるものではないことにご留意ください。

エ 提出資料の著作権はそれぞれの参加事業者に帰属しますが、提出資料の返却はいたしません。

オ サウンディングの趣旨から外れた内容についての提案があった場合は、当該参加事業者との対話を実施しない(もしくは中断する)場合があります。

## 7 留意事項

### (1) 費用負担

本調査への参加に要する費用（説明会・個別対話への参加費、書類作成等）は参加事業者の負担とします。

### (2) 個別対話の場におけるアドバイザーの同席

区と参加事業者との個別対話は、区職員が実施・対応いたしますが、板橋公園公民連携事業支援業務の受託事業者であるアドバイザーを個別対話の場に同席させる場合があります。同席を望まない場合は、様式2「個別対話エントリーシート」の該当欄にご記入ください。

### (3) 追加対話への協力

本調査終了後も必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）やアンケートを実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いします。

### (4) 実施結果の公表

- ① 対話の実施結果については、概要を板橋区ホームページで公表します。
- ② 公表にあたっては、事業者ノウハウ保護のため、事前に協議します。
- ③ 対話に参加した事業者の名称及び連絡先は、公表させていただく場合があります。公表を望まない場合は、その旨を事前に申し出てください。

## 8 様式及び参考資料

- 【様式1】 守秘義務に関する誓約書
- 【様式2】 個別対話エントリーシート
- 【様式3】 提案書
- 【別紙1】 板橋公園基本構想

## 9 問合せ先

ご質問等がある場合は、下記の連絡先までお問合せください。

板橋区土木部 みどりと公園課 公園設計係  
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
TEL 03-3579-2531（直通）  
E-mail : d-kkeikaku@city.itabashi.tokyo.jp